

国立公園ノ選定ニ関スル方針(昭和六年)

国立公園ハ一定ノ標準ニ照シテ厳選シ努メテ其ノ濫設ヲ戒ムベキハ勿論ナリト雖苟モ国立公園トシテノ条件ヲ具備スル箇所ニ付キテハ仮令財政等ノ都合ニ依リ直チニ其ノ公園施設ニ着手シ難キ事情アル場合ニ在リテモ尚之ガ指定ヲ為シ先ヅ以テ其ノ風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ須ク其ノ公園計画ヲ樹テテ官民ノ抛ルベキ所ヲ示スノ要アリ其ノ選定基準ハ左ノ如ク之ヲ定メ必要条件ヲ具備スル箇所ニシテ成ル可ク多分ニ副次条件ヲ満足セシムルモノヲ採択スルヲ以テ適當ナリト認ム

第一、必要条件

我が国ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト

即チ国民ノ興味ヲ繋ギ得テ探勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ外ニ対シテモ誇示スルニ足り世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト

上述ノ条件ニ適合スルモノトシテハ左記ニ該当スルモノタルベシ

- (一) 同一形式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト
- (二) 自然的風景地ニシテ其ノ区域広大ナルコト
- (三) 地形地貌ガ雄大ナルカ或ハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト

第二、副次条件

- (一) 自然的素質ガ保健的ニシテ多数人ノ利用ニ適スルモノナルコト

即チ空気、日光、気候、土地、水等ノ自然的素質ガ保健的ニシテ多数人ノ登山、探勝、散策、釣魚、温泉浴、野営、宿泊等ノ利用ニ適スルコト

- (二) 神社仏閣、史跡、天然記念物、自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナルコト

即チ神社仏閣、史跡、伝説等豊カニシテ地質、植物、動物、気象等自然物又ハ自然現象ニ関シテ稀有ナル種類又ハ珍奇ナル現象ニ富メルコト

- (三) 土地所有關係ガ公園設置ニ便宜ナルコト

即チ区域内ノ土地ハ御料地、国有地、公有地、社寺有地等ヲ主トシ私有地ヲ包含スル場合ニ在リテハ成ル可ク土地所有者ガ国立公園ニ対シ理解ヲ有シ其ノ設置ニ付便益多キコト

- (四) 位置ガ公衆ノ利用上有利ナルコト

即チ成ル可ク交通便利ニシテ且全国的分布ノ当ヲ得タル位置ニ存スルコト

- (五) 水力電気、農業、林業、牧畜、水産、鉱業等各種産業ト風致トノ抵触少キコト

- (六) 既設ノ公園域施設ガ国立公園計画上有効ニ利用セラルルモノナルト共ニ将来ノ開発容易ニシテ国立公園事業ノ執行上便益多キコト